

平成23年度事業シート(概要説明書)《※平成22年度実施事業》

事業の概要	事務事業名	自主文化事業						担当部	教育委員会事務局			
	会計区分	一般会計			事業類型	一般		担当課	文化振興課			
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降			担当係	文化振興係		
	総合計画 分野別計 画	主目的	4 教育文化		20 文化・芸術		4 市民に親しみやすい事業を開催する					
		副目的	20-2									
	予算区分	款	10	項	5	目	5	大	4	中	1	
	根拠法令・個別計画	小牧市文化振興ビジョン										
	実施・運営 方法	<input type="radio"/>	市が直接実施・運営			<input type="radio"/>	地域住民組織		<input type="radio"/>	一部又は全部委託		
		<input type="radio"/>	指定管理・外郭団体			名称:						
		<input type="radio"/>	NPO・その他			名称: NPO法人 中部フィルハーモニー交響楽 団						
目的 (対象をどの様 な状態にするの か)	様々なジャンルの一流の演奏家・文化人・アーティストを招聘し、本格的で良質な芸術文化にふれる機会を提供することにより、市民の芸術文化への関心を高める。											
内容 (手段)	<p>市民会館、各市民センターで年間7公演程度自主事業を実施。ニューミュージック・子ども向けコンサート・クラシックコンサート・文化講演会など様々なジャンルの公演を開催した。職員は、企画、プロモーターとの契約、PR活動、チケット販売、公演会場・ボランティアの手配・タイムスケジュールを含めたコンサート管理、来場者の対応などの運営を行った。</p> <p>【平成22年度実施事業】</p> <p>①中部フィルハーモニー交響楽団第19回定期演奏会(市民会館) ②こどもちゃれんじコンサート「しまじろう みんなでたんけん! みなみのしま」(市民会館) ③新垣勉 コンサート2010～届けたい・あなたに歌を～(市民会館) ④石原良純文化講演会(市民会館) ⑤三遊亭小遊三独演会(北里市民センター) ⑥渡辺香津美ジャズコンサート(東部市民センター) ⑦名古屋二期会オペラ公演「親子で楽しむオペラ公演」(味噌市民センター)</p> <p>【H22決算額内訳】合計 19,499,266円 文化講演会手話通訳 30,000円、需用費(消耗品・印刷製本)1,893,735円、役務費(手数料)330,141円、委託料(自主文化事業:中部フィル定期演奏会・文化講演会等)17,245,390円</p>											
受益者負担	有	内容	入場料 7,660,400円(①②③⑤⑥⑦のほかアートマネジメント公演入場料、アートフレンド会費がある。 ④は無料)									

			単位	H21決算額	H22決算額	H23予算額	
	コスト	費用	直接経費		千円	20,745	19,499
正職員			従事者数	人	0.23	0.25	0.40
			人件費	千円	1,233	1,341	2,146
その他職員			従事者数	人	0.40	0.50	0.70
			人件費	千円	1,242	1,022	1,472
費用合計			千円	23,220	21,862	26,483	
対前年比		%		94.1			
財源	一般財源		千円	19,142	14,202	16,173	
	国・県支出金		千円	0	0	0	
	その他財源		千円	4,078	7,660	10,310	

業 績	活動指標	活動指標名	単位		H21	H22	H23	
		公演回数	回	目標		4	7	7
				実績		5	7	
				目標				
				実績				
				目標				
	実績							
	成果指標	成果指標名	単位		H21	H22	H23	
		入場者数	人	目標	3,800	5,595	5,500	
				実績	2,460	4,421		
自主文化事業への来場者の割合		%	目標	70	70			
			実績	48	55			

事業の自己評価 (一次評価)	事業目的の達成状況	一般の公演事業の入場料価格に比べおおむね4割～5割ほど安価な入場料金設定とし、広報及び市内公共施設・スーパー等民間施設、市外文化施設を中心にチラシ、フリーペーパー等による事業PRを実施した。 公演内容により集客率も変わるため、入場目標を達成することができず来場者数に偏りが見られる結果となった。				
	事業を廃止・休止したときの影響	市内施設において、気軽に演奏家・文化人・アーティストによる文化芸術鑑賞機会を提供できなくなり、文化芸術の振興に支障をきたすことになる。 文化芸術振興基本法に「地方公共団体の責務として国と連携し地域の特性に応じた施策により実施する責務がある」と定めており、事業自体を廃止することはできない。				
	判定	C	市が実施(民間委託等の検討)			
	判定理由	文化芸術の分野は多岐にわたり、自主文化事業の実施には専門的な知識が必要となるため、専門家または専門的文化団体への委託も視野に入れる必要がある。				
	今後の事業の方向性 (今後の取組み・改善計画等)	事業費(コスト)と受益者負担のバランスを再検討するとともに来場者の増加を図るため、より効果の高い事業内容の選択と、実施事業に対する支持層を考慮した効率的・効果的な周知を行っていく。 自主文化事業の選択・企画・開催について市民協働を進め、指定管理者の活用・民間団体等への委託も視野に入れながら、さらなる文化芸術活動の促進を図る。				

二次評価	判定	C	市が実施(民間委託等の検討)		
	判定理由	外部評価対象事業			